

○岡山県警察内部公益通報取扱要領の制定について(通達)

(平成 19 年 2 月 1 日岡監第 38 号/岡務第 113 号警察本部長例規)

改正 平成 26 年 3 月岡監第 160 号 平成 26 年 11 月 26 日岡県応第 453 号・岡監第 498 号
令和 4 年 9 月 1 日岡監第 234 号

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

岡山県警察内部通報取扱要領を下記のとおり定め、本日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第 1 目的

この要領は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)、公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和 3 年内閣府告示第 118 号)、公益通報者保護法に基づく指針(令和 3 年内閣府告示第 118 号)の解説(令和 3 年 10 月消費者庁)及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(内部の職員等からの通報)(令和 4 年 6 月 1 日消費者庁)を踏まえ、岡山県警察において、内部公益通報を適切に処理するための必要な事項を定めることにより、通報者又は相談者(以下「通報者等」という。)の保護を図るとともに、岡山県警察の法令遵守を一層推進することを目的とする。

第 2 用語の定義

法に定めるもののほか、この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) 法令等違反行為 次に掲げる行為をいう。

ア 岡山県警察についての又は岡山県警察の事業に従事する場合における岡山県警察の職員(以下「職員」という。)その他の者についての法令に違反する行為

イ 職員についての国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 82 条第 1 項各号又は地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為

(2) 内部公益通報 職員又は岡山県警察との契約に基づき事業に従事する労働者又は役員、これらに該当する者であったものその他の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が法令等違反行為(法令等違反行為に発展するおそれがあるものを含む。)について、岡山県警察に通報することをいう。

- (3) 内部公益通報窓口 内部公益通報を受理し、及び内部公益通報に関連する質問・相談(匿名及び仮名の者からのものを含む。以下同じ。)を受け付けるために岡山県警察に置かれた窓口をいう。
- (4) 通報者 内部公益通報をした者をいう。

第3 内部公益通報窓口の設置等

1 内部公益通報窓口

- (1) 警務部監察課(以下「監察課」という。)に内部公益通報窓口を置く。
- (2) 内部公益通報窓口の事務に従事する職員(以下「窓口担当職員」という。)には監察課の係長以上の職にある職員のうち、警務部監察課長(以下「監察課長」という。)が指定した職員を充てる。

2 内部公益通報等の方法

内部公益通報窓口は、内部公益通報及び内部公益通報に関連する質問・相談(以下「内部公益通報等」という。)を電話及び電子メールにおいて受け付けるほか、口頭又は書面(電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録を含む。)により受け付けるものとする。

3 内部公益通報対応業務従事者の指定

- (1) 内部公益通報窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行い、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される職員(以下「従事者」という。)は、監察課長その他公益通報対応業務に必要な適性及び能力を有する者として監察課長(監察課長が欠けたときその他公益通報対応業務に従事することができない場合には、警察本部長が適当と認める者。以下同じ。)が定めるものとする。
- (2) 監察課長は、従事者を定める場合には、その都度、書面で本人に通知する。
- (3) 監察課長は、公益通報対応業務に必要な従事者の知識及び技能の向上を図るための措置(公益通報者を特定させる事項の取扱いに係るものを含む。)をとるものとする。

4 内部公益通報窓口への連絡

窓口担当職員以外の職員が内部公益通報等を受け付けたときは、遅滞なく、内部公益通報窓口への連絡その他の適切な措置をとるものとする。

5 秘密保持等の徹底及び範囲外共有等の防止

- (1) 内部公益通報等への対応に関与した職員(内部公益通報等への対応に付随する職務等を通じて、内部公益通報等に関する秘密を知り得た職員を含む。)は、内部公益通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を離れたときも同様とする。

- (2) 内部公益通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 監察課長は、職員が公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること(以下「範囲外共有」という。)を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとるものとする。
- (4) 監察課長は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者を特定しようとする行為(以下「通報者の探索」という。)を行うことを防ぐ措置をとるものとする。

6 利益相反関係の排除

- (1) 職員は、自らが関係する内部公益通報対応業務に関与してはならない。
- (2) 監察課長は、内部公益通報窓口において受け付けた内部公益通報等に関して行われる内部公益通報対応業務について、事案に関係する者を内部公益通報対応業務に関与させない措置をとるものとする。
- (3) 監察課長は、内部公益通報等への対応の各段階において、内部公益通報対応業務に関与する職員が内部公益通報等に係る事案に利益相反関係を有していないことを確認する。

第4 内部公益通報の受理及び処理

1 通報の受理等

- (1) 監察課長は、内部公益通報を受け付けるに当たっては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の所属、氏名、連絡先等を確認し、内部公益通報の内容となる事実等について聴取するものとする。
- (2) 監察課長は、内部公益通報の可能性のある通報を受け付けたときは、内部公益通報等受付票(様式第1号)を作成し、併せて内部公益通報等受付番号簿(様式第2号)に記載するものとする。
- (3) 監察課長は、(1)の聴取等の結果、当該通報が次のいずれかに該当する場合には、内部公益通報として受理しないことができる。
 - ア 通報者に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的が明らかに認められる場合
 - イ 内部公益通報に該当しないことが明らかな場合
 - ウ 通報内容が著しく不分明な場合
 - エ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合
- (4) 監察課長は、内部公益通報として受理したときは、通報者に対し、内部公益通報として受理した旨を遅滞なく通知するとともに、通報者に対する不利益な取扱い(通報又は相談をしたことを理由として行われる懲戒処分その他不利益な取扱い(嫌がらせ等の事実上の行為を含む。))をいう。以下同じ)は行われなことを、通報に関する

秘密は保持されること及び個人情報保護されることを説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(5) 監察課長は、内部公益通報として受理しないときは、通報を行った者に対し、受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知するものとする。

2 警察本部長への報告

監察課長は、内部公益通報を受理した場合は、警察本部長へ報告するとともに、以後の措置について、必要な指揮を受けるものとする。

3 調査の実施等

(1) 監察課長は、調査の必要性を十分に検討し、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施するものとし、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

なお、この調査は監察課において実施し、調査に当たって監察課長は、通報に関する秘密を守るとともに個人情報を保護するため、当該通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、必要により関係する所属の長に協力を求めることができるものとする。

(2) 監察課長は、通報者に対し、処理終了までに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるとともに、以後においても、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に留意しつつ、調査の進捗状況及び結果を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

4 是正措置等の実施等

(1) 警察本部長は、調査結果により、法令等違反行為が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)をとるよう関係する所属の長に指示するとともに、必要があるときは、関係者の処分又は処分指示を行う。

(2) 是正措置等についての指示を受けた所属の長は、是正措置等をとったときは、その内容を警察本部長へ報告するものとする。

(3) 監察課長は、是正措置等をとったときはその内容を、内部公益通報に係る法令違反行為の事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、速やかに通知するものとする。

5 是正措置等の有効性の確認と追加措置

警察本部長は、内部公益通報への対応を終えた後、是正措置等の有効性について確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等を追加指示する。

第5 通報者等の保護

1 不利益な取扱いの禁止等

- (1) 従事者は、通報者等の個人情報等を監察課長及び従事者以外の職員に対し、提供してはならない。ただし、監察課長が内部公益通報の処理等に必要と認め、かつ、通報者等の同意がある場合は、この限りではない。
- (2) 監察課長は、職員が通報者等に対し、不利益な取扱いを行うことを防ぐ措置をとるものとする。
- (3) 警察本部長は、通報者等に対し、不利益な取扱いを行った職員に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。範囲外共有や通報者の探索を行った職員、当該内部公益通報に関する秘密を正当な理由なく漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

2 通報者等のフォローアップ

監察課長は、通報者等に対する不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行う。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、警察本部長の指揮を受け、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

第6 岡山県公安委員会への報告

監察課長は、内部公益通報として受理した通報、調査結果及び是正措置等の内容を岡山県公安委員会に報告するものとする。

第7 関係事項の公表

監察課長は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、内部公益通報の件数等必要と認める事項を、適宜に公表するよう努めるものとする。

第8 捜査活動との分離

通報の内容が犯罪行為に関するものであり、その処理が犯罪捜査に当たる場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に定めるところによる。

第9 その他

1 匿名及び仮名の者並びに県民等からの情報提供の取扱い

- (1) 従事者以外の職員は、匿名及び仮名の者並びに県民等から内部公益通報に関連する情報提供をされたときは、誠実に対応するとともに、遅滞なく内部公益通報窓口への連絡その他の適切な措置をとるものとする。
- (2) 監察課長は、内部公益通報に関連する情報提供を受けたときは、警察本部長へ報告するとともに、以後の措置について、必要な指揮を受けるものとする。

2 部下からの通報の処理

部下職員から内部公益通報を受けた職員は、自らの上司への報告、内部公益通報窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるものとする。

3 通報の対象

法施行前の事案であっても、通報が施行後になされたものであれば内部公益通報として取り扱うものとする。

第10 文書の管理及び保存

- 1 文書の管理は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切に行わなければならない。
- 2 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
内部公益通報等受付票	監察課	10年
内部公益通報等受付番号簿	監察課	長期

様式第1号

内部公益通報等受付票

様式第1号

[別紙参照]

様式第2号

内部公益通報等受付番号簿

様式第2号

[別紙参照]